

玄海 3 号機に係る使用前検査申請書の変更内容及び
共用設備の使用承認申請の再申請内容について

1. 玄海 3 号機使用前検査申請書

○ 検査を受けようとする期日

	変更前	変更後
五号検査	自 平成 30 年 4 月 23 日 至 平成 30 年 4 月 24 日	自 平成 30 年 <u>5 月 15 日</u> 至 平成 30 年 <u>5 月 16 日</u>

[使用前検査の検査事項]

- 一号検査：構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 二号検査：蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 三号検査：原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 四号検査：原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 五号検査：定格出力運転時に、発電所の総合的な性能を確認する

2. 4 号機に属する 3, 4 号機共用設備の使用承認申請書

○ 使用開始予定日

	見直し前	見直し後
使用開始予定日	平成 30 年 4 月 24 日	平成 30 年 <u>5 月 16 日</u>